

令和4年度 総 会 議 案

札幌市民憲章

前章 わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。

1章 元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。

2章 空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。

3章 きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。

4章 未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。

5章 世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

令和4年7月

札幌市民憲章推進会議

- (1) 報告第 1 号 令和 3 年度 事業報告
- (2) 議案第 1 号 令和 3 年度 一般会計歳入歳出決算報告
- (3) 議案第 2 号 令和 3 年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出決算報告
- (4) 報告第 2 号 令和 3 年度 監査報告
- (5) 議案第 3 号 令和 4 年度 事業計画 (案)
- (6) 議案第 4 号 令和 4 年度 一般会計歳入歳出予算 (案)
- (7) 議案第 5 号 令和 4 年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出予算 (案)
- (8) 議案第 6 号 市民憲章制定 60 周年記念事業実行委員会の設置等について

〈参考資料〉

札幌市民憲章推進会議役員名簿

札幌市民憲章推進会議構成団体名簿

札幌市民憲章推進会議会則

令和 3 年度事業報告（一般会計・特別会計）

市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、市民憲章の普及と実践活動のための事業推進に努めた。

なお、令和 3 年度は一般会計による事業のみを実施した。

また、計画時に予定をしていた「北 1 条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから、当事業は実施していない。

1 花壇への花苗の植込み支援

市民憲章第 2 章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、市内の街区公園等に設置している市民憲章花壇（市民憲章制定 20 周年記念花壇 5 か所及び五輪花壇 1 か所）への、地域住民の参加により行われる花苗の植込み作業を支援している。

令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響により、上記 6 か所のうち、2 か所で植込みが中止となった。植込みが行われた 4 か所の地域団体に対しては、交付金又は花苗等の現物の提供を行った。（事業費 98,764 円）

花壇	所在地等	支援内容
20 周年 記念花壇	北 27 条公園通り (北区北 26 条西 6 丁目)	植込みを実施する地域団体に対し て交付金を支給 (20,000 円×3 団体)
	やなぎ公園 (白石区平和通 5 丁目北)	
	発寒河畔公園 (西区琴似 4 条 3 丁目)	
	元町公園 (東区北 22 条東 19 丁目)	※新型コロナウイルスの影響によ り、植込み中止
	真栄みつば公園 (清田区真栄 5 条 4 丁目)	
五輪花壇	東 7 丁目緑地 (中央区北 1 条東 7 丁目)	花苗・土・肥料を現物提供 (38,764 円)



2 市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して市民憲章を普及し、市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する制度。

例年11月頃に表彰式を実施しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、式典を中止した。

受賞した7団体・5個人へは、郵送等により表彰状及び記念品（盾）を贈呈した。（事業費106,978円）

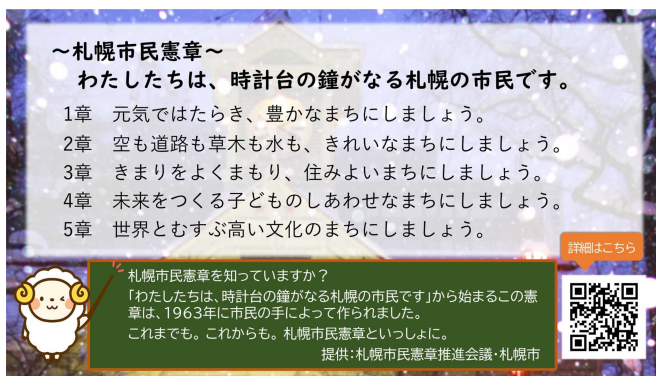
	被表彰者（五十音順）	推薦者
団体	北八軒第5町内会	八軒中央連合町内会
	こども食堂 「もくきち」	厚別中央町内会連合会
	札幌市赤十字奉仕団 東白石分団	札幌市赤十字奉仕団
	札幌南郵便局	真駒内地区連合会
	さわやかラジオ体操会・冒険公園	白石東地区町内会連合会
	ひのまる公園ラジオ体操会	栄東連合町内会
	南区老人クラブ連合会第7ブロック	芸術の森地区連合会
個人	菊地 弘明 <small>きくち ひろあき</small>	真駒内地区連合会
	田澤 宏之 <small>たざわ ひろゆき</small>	札幌市商店街振興組合連合会
	永井 真理 <small>ながい しんり</small>	札幌市商店街振興組合連合会
	藤沢 美穂子 <small>ふじさわ みほこ</small>	公益社団法人心の里親会・奨学会
	村井 和夫 <small>むらい かずお</small>	幌西第15分区町内会

3 市民憲章普及啓発事業の実施

市民憲章の普及啓発を図るための事業として、市民憲章のPR映像を市内各所のデジタルサイネージで放映した。

放映場所	放映期間
サブロー.TV (すすきの交差点)	令和4年3月1日～令和4年3月31日
市政PRコーナー (地下鉄東西線大通駅コンコース内)	令和4年3月1日～令和4年3月31日
駅前通地下歩行空間広場 (北大通・北3条)	令和4年3月5日～令和4年3月31日

また、昨年度に引き続き、札幌市内の子どもが市民憲章を学ぶきっかけとして、市民憲章全文を掲載したページを掲載したまちづくり副教材「子どもまちづくり手引書」（小学校3～6年生を対象として発行）を市内の小学校へ発送。（事業費0円）



4 各団体への協賛

(1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛

この法人は、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的として「小さな親切」の心を育てる活動を行っている法人であり、実践者を表彰する「小さな親切実行章」、作文コンクール、ごみ拾い運動などの事業を行っている。

当会議では、この法人の賛助会員となっており、賛助会費の支払いを通して、市民憲章の理念の推進に資するこの法人の活動を支援している。(賛助会費 10,000 円)

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

この法人は、「すべての子らに母の愛情を」の理念の下、児童養護施設で生活する子供を対象に、文通による精神的支援をはじめ、様々な支援活動を行っている。

当会議では、この法人が行っている「児童養護施設の児童絵画・書道展」及び「児童養護施設の作文コンクール」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行っており、同賞において授与する賞状と盾を贈呈した。(事業費 5,313 円)

5 屋外用市民憲章板の改修

市内の街区公園等 15 か所に設置されている屋外用市民憲章板のうち、破損が著しかった下記の 2 か所について、改修を実施。(事業費 165,000 円)

- ・ 山元公園 (中央区)
- ・ 旭ヶ丘公園 (中央区)

令和3年度 一般会計歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 会費	440,000	466,000	26,000	・賛助会費 (個人116口、団体398口)
2 交付金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰越金	527,214	527,214	0	・令和2年度からの繰越金
4 雑入	0	20,001	20,001	・預金利息 ・花壇植込中止による交付金返還
合計	1,034,214	1,080,215	46,001	

【歳出の部】

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業費	587,000	255,475	△ 331,525	
1 会議費	40,000	14,420	△ 25,580	総会・常任委員会等 ※書面表決用はがき購入費用等
2 推進活動費	547,000	241,055	△ 305,945	推進活動費 225,742
				花壇植込 118,764
				普及啓発費 0
				実践優良者表彰関係費 106,978
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				負担金補助及び交付金 15,313
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展等負担金 5,313
				ミニさっぽろ2020負担金(※中止のためなし) 0
2 事務局費	90,000	24,155	△ 65,845	・事務費 振込手数料等
3 予備費	357,214	165,000	△ 192,214	・市民憲章板補修(2件)
4 繰越金	0	635,585	635,585	・令和4年度への繰越金
合計	1,034,214	1,080,215	46,001	

令和3年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業収入	0	0	0	
2 繰越金	1,652,588	1,652,588	0	・令和2年度からの繰越金
3 雑入	10	13	3	・預金利息等
合 計	1,652,598	1,652,601	3	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業費	200,000	0	△ 200,000	・市民憲章板補修(実施なし)
2 予備費	0	0	0	
3 繰越金	1,452,598	1,652,601	200,003	・令和4年度への繰越金
合 計	1,652,598	1,652,601	3	

令和3年度 監査報告

札幌市民憲章推進会議の令和3年度歳入歳出決算について、関係帳簿、関係証ひょう書類等を照合・監査の結果、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和4年6月1日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

泉 善行 

令和4年6月7日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

出葉 充 

令和 4 年度事業計画(案) (一般会計・特別会計)

市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、市民憲章の普及と実践活動のための事業を推進する。

1 市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して市民憲章を普及し、市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する。[令和 4 年 11 月実施予定]

2 「ミニさっぽろ 2022」の共催

令和 4 年度に開催される予定の「ミニさっぽろ 2022」において、会場内に市民憲章周知のパネルを掲示し、子どもたちに市民憲章の啓発のための用品を配布するとともに、保護者向けにもパンフレットを配布し、市民憲章の普及を図る。[開催日未定]

3 「北 1 条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

北 1 条通沿い（西 1 丁目～西 14 丁目）において実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北 1 条通オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加する。[令和 4 年 6 月 30 日（木）及び令和 4 年 9 月頃実施予定]

4 花壇への花苗の植込み支援

市民憲章花壇（市民憲章制定 20 周年記念花壇 5 か所及び五輪花壇 1 か所）に花苗の植込みを行う地域団体に対して、交付金又は花苗等の現物の提供を行う。

5 市民憲章普及啓発事業の実施

これまで実施してきたパネル展やデジタルサイネージへの PR 映像の放映等の方法により、市民憲章を広く市民に普及・啓発するための取組を行う。[実施時期未定]

6 各団体への協賛

- (1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛
賛助会員としての協賛を継続する。

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

当該法人が実施する事業「児童養護施設の児童絵画・書道展」及び「児童養護施設の作文コンクール」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行い、同賞において授与する賞状 3 枚と盾 3 基を提供する。

7 屋外市民憲章板の補修（周年記念行事等特別会計事業による事業）

市内 6 か所の市民憲章制定 20 周年記念花壇等に設置されている市民憲章板について、必要に応じて補修作業等を実施する。[必要に応じて随時実施]

8 60 周年記念事業の検討

市民憲章制定 60 周年（令和 5 年 11 月 3 日）の記念事業の実施に向け、60 周年記念事業実行委員会（委員会の設置については議案第 6 号）を中心に事業内容の具体的な検討を開始する。

また、構成団体や賛助会員などの関係団体と情報交換を行い、事業協力等を求めていくほか、協賛金の協力依頼を進める。

令和4年度 一般会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科目	令和3年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
1 会費	440,000	460,000	20,000	・賛助会費
2 交付金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰越金	527,214	635,585	108,371	・令和3年度からの繰越金
4 雑入	0	0	0	・預金利息等
合計	1,034,214	1,162,585	128,371	

【歳出の部】

(単位:円)

科目	令和3年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業費	587,000	597,000	10,000	
1 会議費	40,000	40,000	0	・総会・常任委員会等
2 推進活動費	547,000	557,000	10,000	・推進活動費 440,000
				花壇植込 150,000
				普及啓発費 150,000
				実践優良者表彰関係費 140,000
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				・負担金補助及び交付金 117,000
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展負担金 5,000
				心の里親会作文コンクール負担金 2,000
				ミニさっぽろ負担金 100,000
2 事務局費	90,000	30,000	△ 60,000	・事務費 振込手数料等
3 予備費	357,214	535,585	178,371	・市民憲章板補修費等
合計	1,034,214	1,162,585	128,371	

令和4年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	令和3年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業収入	0	0	0	
2 繰越金	1,652,588	1,652,601	13	・令和3年度からの繰越金
3 雑入	10	10	0	・預金利息等
合 計	1,652,598	1,652,611	13	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	令和3年度 予算額(A)	令和4年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備 考
1 事業費	200,000	200,000	0	・市民憲章板補修
2 予備費	0	0	0	
3 繰越金	1,452,598	1,452,611	13	・令和5年度への繰越金
合 計	1,652,598	1,652,611	13	

市民憲章制定60周年記念事業実行委員会の設置等(案)

1 60周年記念事業実行委員会の設置

令和5年11月3日に制定60周年を迎えることから、これを記念して市民憲章の普及・啓発のさらなる充実を目指し、令和5年度の60周年記念事業の企画、検討並びに実施のため、60周年記念事業実行委員会を設置する。

2 60周年記念事業実行委員会の構成団体

市民憲章推進会議役員や構成団体を中心に、10団体程度を60周年記念事業実行委員会の構成団体とする。

構成団体は、事務局提案を基に常任委員会において決定する。

3 委員の委嘱

委員は、この実行委員会の構成団体から適任者をそれぞれ選出し、市民憲章推進会議議長が委嘱する。

4 実行委員長を選任

この実行委員会には、委員の互選により、実行委員長を1名置く。

參考資料

市民憲章推進会議 役員名簿

(敬称略)

役職名	団体名	職名	氏名
議長			松平 英明
副議長	札幌商工会議所	会頭	岩田 圭剛
〃	札幌市立高等学校・特別支援学校長会	会長	黒宮 裕久
〃	北海道放送株式会社	代表取締役社長	勝田 直樹
〃	札幌市議会	議長	細川 正人
常任委員長	特定非営利活動法人さっぽろ時計台の会	会長	谷 征輝
常任副委員長	札幌市PTA協議会	会長	中野 吉朗
常任委員	株式会社エフエム北海道	代表取締役社長	土屋 敦司
〃	札幌交通安全連合会	会長	木村 輝美
〃	一般社団法人札幌市医師会	事務局長	木工 明
〃	札幌市学校教護協会	理事長	須藤 勝也
〃	一般社団法人札幌歯科医師会	事務局長	平田 学
〃	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	常務理事	菱谷 雅之
〃	札幌市赤十字奉仕団	委員長	横堀 道子
〃	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	常務理事	長澤 茂嗣
〃	札幌市中学校長会	会長	富川 浩
〃	札幌市仏教連合会	会長	田中 清元
〃	一般社団法人札幌青年会議所	理事長	岩田 幸治
〃	札幌地区防犯協会連合会	会長	山内 睦夫
〃	札幌テレビ放送株式会社	代表取締役社長	井上 健
〃	一般社団法人札幌薬剤師会	事務局長	長谷川 敏郎
〃	株式会社ジェイコム札幌	代表取締役社長	寺尾 弘一
〃	日本放送協会札幌拠点放送局	局長	梅岡 宏
〃	北海道高等学校長協会石狩支部	石狩支部長	藤村 誠
〃	株式会社北海道新聞社	代表取締役会長	広瀬 兼三
〃	北海道テレビ放送株式会社	代表取締役社長	寺内 達郎
〃	北海道文化放送株式会社	代表取締役社長	鶴井 亨
〃	毎日新聞社北海道支社	支社長	清水 忠彦
〃	札幌市教育委員会	教育委員	阿部 夕子
〃	札幌市教育委員会	教育長	檜田 英樹
〃	札幌市	市民文化局長	本間 芳明
〃	札幌市	中央区長	中川 雅己
〃	札幌市	北区長	佐々木 美香子
〃	札幌市	東区長	小田原 史佳
〃	札幌市	白石区長	高橋 淳
〃	札幌市	厚別区長	前田 真子
〃	札幌市	豊平区長	芝井 静男
〃	札幌市	清田区長	山田 一八
〃	札幌市	南区長	奥村 俊文
〃	札幌市	西区長	坪田 靖
〃	札幌市	手稲区長	土井 勝雄
監査委員	一般社団法人札幌観光協会	専務理事	泉 善行
〃	札幌市小学校長会	会長	出葉 充

市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
札幌ライオンズクラブ
札幌中央ライオンズクラブ
札幌エルムライオンズクラブ
札幌アカシヤライオンズクラブ
札幌ポプラ ライオンズクラブ
札幌ライラック ライオンズクラブ
札幌もいわ ライオンズクラブ
札幌クラーク ライオンズクラブ
札幌まるやま ライオンズクラブ
札幌はまなす ライオンズクラブ
札幌時計台 ライオンズクラブ
札幌リバティ ライオンズクラブ
札幌しらかば ライオンズクラブ
札幌新星 ライオンズクラブ
札幌ロータリークラブ
札幌東ロータリークラブ
札幌南ロータリークラブ
札幌西ロータリークラブ
札幌幌南ロータリークラブ
札幌手稲ロータリークラブ
札幌北ロータリークラブ
札幌真駒内ロータリークラブ
札幌西北ロータリークラブ
北海道大学
北海道教育大学
札幌医科大学
北海学園大学
北星学園大学
藤女子大学
札幌大学
天使大学
札幌大谷大学
北翔大学
日本経済新聞社札幌支社
共同通信社札幌支社
時事通信社札幌支社
札幌姉妹都市協会
一般財団法人 札幌市スポーツ協会
札幌市芸術文化財団
札幌国際プラザ
北海道肢体不自由児者福祉連合協会
札幌市文化財保護審議会
札幌市スポーツ推進委員会

市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
札幌貿易協会
札幌市商店街振興組合連合会
定山溪観光協会
信金中央金庫北海道支店
札幌卸商連盟
札幌市農業協同組合
交通道德協会札幌支部
札幌ハイヤー協会
札幌地区トラック協会
北海道神社庁 札幌支部
カトリック札幌司教区
生長の家札幌教化部
創価学会
天理教北海道教務支庁
北海道YMCA
札幌YWCA
北海道ユースホテル協会
札幌海洋少年団
日本ボーイスカウト 札幌地区委員会
ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会
北海道高等学校PTA連合会
札幌市私立幼稚園連合会
北海道私立専修学校各種学校連合会
北海道私立中学高等学校協会
札幌地区ラジオ体操連盟
札幌地方検察庁
札幌保護観察所
札幌少年鑑別所
札幌法務局人権擁護部
札幌人権擁護委員協議会
札幌家事調停協会
札幌市保護司会連絡協議会
札幌更生保護協会
札幌市青少年育成委員会連絡協議会
札幌市民生委員児童委員協議会
札幌市BBS会
心の里親会・奨学会
札幌市母子寡婦福祉連合会
札幌市老人クラブ連合会
札幌市私立保育園連盟
札幌母子寮連合会
連合北海道札幌地区連合会
クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会
札幌市食品衛生協会

市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
さっぽろ獣医師会
札幌公衆浴場商業協同組合
札幌美容協同組合
札幌理容協同組合
札幌クリーニング協同組合
公益社団法人北海道鍼灸柔整マッサージ師会
札幌遊技業協同組合
白石区ふるさと会
本府地区町内会連合会
中央地区町内会連合会
東北連合町内会
苗穂連合町内会
東地区連合町内会
豊水地区連合町内会
西創成親和会
曙地区連合町内会
山鼻町内会連合会
幌西地区連合町内会
大通地区町内会連合会
西連合町内会
南円山連合町内会
円山町内会連合会
桑園地区連合町内会
宮の森大倉山連合町内会
鉄西連合町内会
幌北連合町内会
北連合町内会
新川さくら並木連合町内会
新琴似連合町内会
麻生連合町内会
篠路茨戸連合町内会
屯田連合町内会
新琴似西連合町内会
太平百合が原連合町内会
拓北・あいの里連合町内会
鉄東地区連絡協議会
北光連合町内会
北栄連合町内会
栄西連合町内会
栄東連合町内会
元町まちづくり連合会
伏古本町連合町内会
丘珠連合町内会
札幌地区自治連絡協議会

市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
苗穂連合町内会
白石地区連合町内会
東白石地区町内会連合会
東札幌町内連合会
菊水町内会連絡協議会
北白石連合町内会
北東白石連合町内会
白石東地区町内会連合会
菊の里連合町内会
厚別中央町内会連合会
厚別南町内会連合会
厚別西町内会連合会
もみじ台自治連合会
青葉町自治連合会
厚別東町内会連合会
豊平地区町内会連合会
美園地区町内会連合会
月寒地区町内会連合会
平岸地区町内会連合会
中の島地区町内会連合会
西岡地区町内会連合会
東月寒地区町内会連合会
南平岸地区町内会連合会
福住地区町内会連合会
北野地区町内会連合会
清田中央地区町内会連合会
平岡地区町内会連合会
清田地区町内会連合会
里塚・美しが丘地区町内会連合会
澄川地区連合会
藻岩下地区連合会
真駒内地区連合会
藻岩地区町内会連合会
南沢地区町内会連合会
石山地区町内会連合会
芸術の森地区連合会
藤野地区町内会連合会
簾舞地区まちづくり連合会
定山溪連合町内会
八軒連合町内会
八軒中央連合町内会
琴似二十四軒地区連合町内会連絡会
山の手連合町内会
発寒北連合町内会

市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
発寒連合町内会
西町連合町内会
西野地区連合町内会連絡協議会
手稲中央連合町内会
手稲鉄北連合町内会連絡協議会
前田地区連合町内会連絡協議会
新発寒地区連合町内会連絡協議会
富丘西宮の沢連合町内会連絡協議会
稲穂金山連合町内会連絡協議会
星置地区連合町内会連絡協議会
北海道警察
札幌市社会教育委員会(委員)
札幌市議会(副議長)
札幌市議会(財政市民委員)
札幌市教育委員会(教育委員)
札幌市(市長)
札幌市(副市長)
札幌市(保健福祉局長)
札幌市(環境局長)

札幌市民憲章推進会議会則

(最近改正 平成 28 年 5 月 30 日)

(名称)

第 1 条 この会議は、札幌市民憲章推進会議という。

(目的)

第 2 条 この会議は、札幌市民憲章の周知を図り市民憲章が真に市民生活の中に融和し、より豊かな市民となるために適切な実践案を策定し、これを推進することを目的とする。

(構成)

第 3 条 この会議は、市内各団体の代表者をもって構成する。

- 2 構成員の補充は構成員 3 名以上の推薦により、常任委員会において決定し、議長が委嘱する。ただし、職務上の異動の場合は、その後任者をあてる。
- 3 この会議は、第 1 項の規定にかかわらず、特に必要と認めた者を構成員とすることができる。

(役員)

第 4 条 この会議には、次の役員を置く。

議長 1 名 副議長 若干名 常任委員 若干名 監査委員 若干名

- 2 前項の役員は構成員の互選による。
- 3 役員に欠員を生じたときは、前項の規定により補充するものとする。ただし、職務上の事由による場合は、前条第 2 項ただし書きの規定を準用する。

(役員任期)

第 5 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 6 条 議長はこの会議を代表し会務を総理する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は議長及び副議長をたすけ、この会議の業務を処理する。
- 4 監査委員はこの会議の会計並びに業務の運営状況を監査する。

(顧問)

第 7 条 この会議に顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て議長が委嘱する。

(会議)

第 8 条 この会議に総会及び常任委員会を設ける。

(総会)

第 9 条 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、議長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の改正に関すること。

- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めること。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、第4条第1項の役員をもって構成する。

- 2 常任委員会には、構成員の互選により、常任委員の中から委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 3 常任委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとし、委員長が招集する。
- 4 常任委員会は、次の事項を審議し、又は実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) この会議の運営の細部に関すること。

(会計)

第11条 この会議は、寄付金その他の収入をもって、この会議の運営及びこの会議の目的を達成するために必要な事業等を行うものとする。

(会計区分)

第12条 この会議の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 この会議に、周年行事の実施等に要する費用に充てるため、周年記念行事等特別会計を設置する。
- 3 周年行事等特別会計に属する現金は、同一年度内に限り一般会計に貸し付けることができるものとする。
- 4 前項による貸付は利息を付さないで行うことができるものとする。

(会計年度)

第13条 この会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門委員)

第14条 議長は、この会議の運営等につき必要と認めるときは、この会議に専門委員を置くことができる。

(事務局)

第15条 この会議の事務を処理するため、札幌市市民文化局内に事務局を置く。

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、議長が定める。

附 則

この会則は、昭和47年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。